



福岡医発第 1981 号 (地)
令和 6 年 10 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて (その 2)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、標記の件については、令和 6 年 6 月 7 日付福岡医発第 770 号 (地) にてご連絡しておりました。

今般、標記の件について、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、本年 3 月末で終了となった新型コロナウイルス感染症の治療薬及び入院医療費の公費支援の特例措置について、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応は令和 6 年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和 7 年 1 月診療分の請求時期が最後の機会となるため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行うよう連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1172 号（健Ⅱ）
令和 6 年 10 月 4 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹 本 洋 一

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（その 2）

今般、厚生労働省より本会に対して標記の事務連絡がなされ、周知方依頼がありました。

本事務連絡は、本年 3 月末で終了となった新型コロナウイルス感染症の治療薬及び入院医療費の公費支援の特例措置について、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応は令和 6 年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和 7 年 1 月診療分の請求時期が最後の機会となるため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行うよう連絡するものです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて：

[令和 6 年 5 月 28 日付日医発第 417 号（健Ⅱ）](#)

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う請求事務の取扱いについて：

[令和 6 年 3 月 21 日付日医発第 2211 号（健Ⅱ）](#)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援等について：

[令和 6 年 3 月 8 日付日医発第 2160 号（地域）（健Ⅱ）](#)

事 務 連 絡
令和 6 年 1 0 月 3 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（その 2）

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度における請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（令和 6 年 5 月 24 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、速やかに行っていただくよう、周知方お願いさせていただいたところです。

この公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応として、令和 6 年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和 7 年 1 月診療分の請求時期が最後の機会となります。

そのため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行っていただきますよう、改めて周知方お願い致します。

既に、迅速な対応にご協力いただいているところではありますが、請求事務の完了に向け、引き続き、ご協力をよろしくお願い致します。